



2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社カネミツ
代表者名 代表取締役社長 金光俊明
(コード番号 7208 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 金光秀治
(電話 078 - 911 - 6645)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」という)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 12 月 12 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 15,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 990 円
(4) 処分総額	14,850,000 円
(5) 処分予定先	当社の取締役 7 名 7,000 株 当社の執行役員 8 名 8,000 株

2. 処分の目的および理由

当社は 2018 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役(社外取締役を含みます。)と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。そして 2018 年 6 月 21 日開催の第 35 期定時株主総会において、本株式報酬制度を導入すること、本株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式報酬を付与するために、対象取締役に對して年額 100 百万円以内で金銭報酬債権を支給すること等につき、ご承認いただいております。

本制度の概要については以下のとおりです。

(本制度の概要等)

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年 200,000 株以内とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)。本割当契約は譲渡制限期間

を3年とする譲渡制限付株式報酬（以下「中期インセンティブ報酬」といいます。）および譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式報酬（以下「長期インセンティブ報酬」といいます。）の2種類となります。

なお、当社の執行役員に対しても、本株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今回、当社グループの業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案し、譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の合計額を14,850,000円、本割当株式の数を15,000株といたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

①中期インセンティブ報酬 2025年12月12日～2028年12月11日

②長期インセンティブ報酬 2025年12月12日～2055年12月11日

（2）譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役等が、当社の取締役、監査役または使用人のいずれの地位からも死亡、任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には当該退任又は退職の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象取締役等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、組織再編等承認日において当該取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前営業日（2025 年 11 月 11 日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 990 円としております。これは合理的かつ割当予定先に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上